

浪江町立なみえ創成中学校いじめ防止基本方針

I いじめの防止についての基本的な考え方

子どもたちにとって学校は、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。学校生活には子どもたちの「居場所」があり、子ども同士の「絆」があることが大切となる。教師の進める「居場所づくり」と、子どもが主体となる「絆づくり」を重視した学校づくりを進めることで、認め合える人間関係づくりが進み、いじめを未然に防止することが可能となると考える。

そこで、本校では、経営方針の中に「子どもを大事にする学校」を柱の中核に位置付け、具体的な方策として「いじめの起きにくい温かい集団づくり」を掲げた。

一方、いじめについては、国も「いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうる」としていることから、学校としても、全教職員が、子どもたちからの小さなサインを見逃さないように努め、学校全体で組織的に指導に当たっていく必要があると考えている。

II いじめの防止等についての具体的な取り組みについて

(1) いじめの未然防止の取り組み

- ① 子ども同士のかかわりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していくための「居場所づくり」と「絆づくり」を意識した学級づくりを進める。
- ② 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ③ 全学年で情報モラル教育を推進し、子どもがインターネットやSNSの正しい利用とマナーについての理解を深め、いじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- ④ 子どもの人格を認めることを基盤におき、体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。
- ⑤ 生徒指導委員会・困りごと調査後の生徒面談等で名前のあがった子どもについては、早期にスクールカウンセラーとの面談を行い、いじめにつながらないように前もって支援体制を考える。
- ⑥ 学期はじめに「生徒指導全体会」を開き、気になる子どもの対応について全教職員が共通理解できるようにする。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ① いじめを『しない、させない、許さない』宣言や教育相談（12月）、困りごと調査（7月・11月・2月）を実施して、子どもからの小さなサインを見逃さないように努める。
- ② 教師と子どもとの温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ③ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、子どもがどこにでも相談できるような環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ① いじめの報告を受けたら、小・中それぞれの「学校部会」にて情報を共有し、共通理解を図って早急に対応する。
- ② 被害にあった子どもを守り通すという姿勢で対応する。
- ③ 加害の子どもには教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ④ 教職員の共通理解、保護者の協力、SCやSSW、警察署等、専門家や関係機関等との連携しながら、「いじめサポートチームの会議」を参集できるようにする。
- ⑤ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ⑥ ネット上のいじめへの対応は、必要に応じて町教委、警察署、法務局等とも連携して行う。そして記載内容については、町教委や警察に削除要請を行う。